

軽自動車の登録・廃車等について

いわき、福島ナンバーの軽自動車（軽四輪、126cc 以上のバイク）等は、次の場所で手続きが必要です。

手続き車両	事務所名	住所	電話番号
軽自動車	軽自動車検査協会 福島事務所 いわき支所	いわき市中部工業団地 4-3	050-3816-1838
125cc～250cc の軽二輪 250cc 超の小型二輪 99 ナンバーの小型特殊	東北運輸局 福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所	いわき市内郷綴町字舟場 1-135	0246-27-6151 050-5540-2016
全部（代行） ※手数料がかかります	福島県自家用自動車協会 石川支部	石川町字当町 210-2	0247-26-2653

※ その他、町内外の自動車販売業者、自動車修理工場等でも代行してくれるところがあります。

税止めの手続き方法と必要な書類について

税止めの手続きに必要な書類

自己申告により税止めの手続きをする場合は、次の書類のいずれかを石川町役場税務課に提出してください。

- ・ 軽自動車税申告書のコピー
- ・ 軽自動車変更（転出）申告書のコピー
- ・ 車検証返納証明書もしくは届出済証返納証明書のコピー
- ・ 新ナンバー及び旧ナンバーの車検証のコピー

税止め書類の提出先

〒963-7893

石川町字長久保 185 番地の 4

石川町役場税務課課税係 まで

軽自動車税が課税されてしまったとき

4月1日以前にオートバイや軽自動車を廃車や譲渡しているのに課税されてしまった場合や新ナンバーの市区町村と二重に課税されてしまった場合は税止めの手続きが完了していない可能性があります。抹消登録日もしくは新ナンバーの登録日の確認ができ次第、軽自動車税の課税を取り消しますので速やかに税止めの手続きをお願いします。その際に税止めの手続きに必要な書類を揃えることができない場合は税務課軽自動車税担当（電話：0247-26-9118）までご相談ください。

石川町では軽自動車税の納税通知書を5月にお送りしていますが、軽自動車税の基準日（賦課期日）は4月1日です。4月2日以降に廃車や譲渡の手続きをした場合は旧所有者に課税されてしまいますのでご注意ください。軽自動車税には月割りがないため、1年分が課税されます。

特に3月に廃車や譲渡するような場合、必ず4月1日までに運輸支局や軽自動車検査協会で行うようにしてください。